

康有為『大同書草稿』訳註（三）

竹内弘行 編訳

はじめに

本稿は、先に『名古屋学院大学論集』に発表した「康有為『大同書草稿』訳註(1)」「同(2)」の続編である。竹内弘行が、名古屋大学に転任した後、中国哲学研究室の諸君及び大同書に関心のある諸氏と検討した結果をまとめたもので、各章の後にその担当者名を記したが、文責は竹内にある。原文の判読は、一九八五年上海古籍出版社の草稿影印本をもとに、同付録の活字原文、一九三五年錢定安校中華書局本（一九七九年龍田出版社影印本、以下「公刊本」と称す）、一九五六年周振甫他校北京古籍出版社本（以下「A本」と称す）、一九九一年朱維錚編校本（一九九八年香港三聯出版社、以下「B本」と称す）、一九九八年李似珍標注中洲古籍出版社本（以下「C本」と称す）を対校した。また、先行研究としてトンプソンの英訳（LAURENCE G. THOMPSON *TA TUNG SHU—The One-World Philosophy of Kang Yu-Wei*, London, 1958）・坂出祥伸氏の和訳『中国古典新書 大同書』（明徳出版社、一九七六）及び中村聰氏「『大同書』草稿の発見及び既刊本との校異序説」（東洋文化研究所紀要『東洋文化』六五・六六合併号）等を参考にした。なお、本稿では草稿の図版は、省略した。

原 文

康子不生于他天而生于此天、不生于他地而生于此地、則與此地之人物、觸處爲緣^①、相遇爲親矣。不生爲毛羽鱗介之物^②而爲人、則與圓首方趾^③形貌相同、性情相通者尤親矣。不爲邊僻洞穴生番獵蠻之人而爲數千年文明國土之人、不爲牧豎爨婢耕奴不識文字之人而爲文學傳家之士人、日讀數千年古人之書、則與古人親、周覽天地數十國之故、則與全地之人親、能深思、能遠慮、則與將來無量世^⑦之人親。凡其覺識之所及、即其親之所及、不能閉目而禦之、掩耳而塞之矣。

校勘 ○「不生于他天」の「于」は、原本・C本はそのまま、公刊本・A本・B本は「於」に作るが、以下同様であるので一々注記しない。またC本は簡体字本があるので、繁簡の違いは校勘対象としない。

- 「圓首方趾」は、B本では「圓首方足」を作る。
- 「文學傳家」の前に、公刊本・A本・B本・C本とも「十三世」の三字を挿入する。以下、四本が同じ場合には公刊本で代表させる。
- 「卽其親之所及」の一句は、公刊本では刪されている。
- 「掩耳而塞之矣」は、公刊本では「矣」を刪る。

現代語訳

康子(わたくし)は、他の輪廻世界に生まれることなく、この現世に生まれたのであるから、同じこの地上の人々と、ふれあいが機縁となり、めぐりあえば親しくなつた。つまり、生まれて鳥獸魚貝といったものになることなく、人となつたのであるから、まるい頭と四角の足の人間として、姿形が同じで性質や心情の通じあう者と最も親しくなつたのである。また、边境のほらあなに住む、生蕃や獠族のような蛮族に生まれずして、数千年の歴史をもつ文明國の人間に生まれ、その中でも牧童や飯炊き女や小作農といった文字を知らない人間にはならずに、学問を伝える家柄の士人となつて、日々数千年の歴史上の人物の書籍を読んだので、歴史上の人物とさえ親しくなつた。地上の数十カ国の事情に悉く通じたので、全ての地上の人々とも親しくなつた。深く考え、遠くまで考慮することができたので、計り知れないほどの未来の世の人とも親しくなつた。いつたい、悟り知ることができるので、つい親しくなることができる範囲において、つまり親しくなることができる範囲において、目を閉じたり、耳を覆つたりすることで他人との関係を遮るなどといふことはできないのである。

訓 読

康子他の天に生まれずして此の天に生まれ、他の地に生まれずして此の地に生まるれば、則ち此の地の人物と、觸るる處縁と爲り、相ひ遇はば親と爲る。生まれて毛羽・鱗介の物と爲らずして人と爲れば、則ち圓首方趾にして、形貌相ひ同じく、性情相ひ通ずる者と尤も親し。邊僻洞穴の生蕃・獠蠻の人と爲らずして數千年文明國土の人と爲り、牧豎・爨婢・耕奴の文字を識らざる人と爲らずして文學傳家の士人と爲り、日に數千年的古人の書を讀めば、則ち古人とも親し。大地數十國の故を周覽すれば、則ち全地の人とも親し。能く深く思ひ、能く遠く慮れば、則ち將來無量世の

人とも親し。凡そ其の覺識の及ぶ所、即ち其の親の及ぶ所、目を閉ぢて之を禦ぎ、耳を掩ひて之を塞ぐ」と能はず。

注釈

①觸處　ふれる處、到る處。『李衛公問対』上に「四頭八尾、觸處爲首」とある。

②毛羽鱗介　毛羽は獸の毛と鳥の羽。鱗介は、魚の鱗と貝の甲殻。毛羽鱗介之物とは人間以外の水陸の生物を総称していう。

③圓首方趾　圓いあたまと四角のあし。人間をいう。『淮南子』精神訓に「頭之圓也象天、足之方也象地」とある。

④生番獠蠻　生蕃は熟蕃の対。教化にまったく服しない野蛮人をいう。獠蠻は、荊州の西南に居る蠻族。洞穴に住むとされる。

⑤牧豎嬖婢　牧豎は、牛羊を飼う小童。豎は卑賤な者をいう。嬖婢(サンピ)は、煮炊きをする下女。

⑥周覽　あまねくみると。『史記』秦始皇本紀に「親巡天下、周覽遠方」とある。

⑦將來無量世　無量は、量りきれないほど膨大な数をいう。よつて將來無量世とは、限りなく未来に亘ることをいう。

⑧覺識　さとり知ること。覺については、前稿末の註⑯参照。

(小崎智則)

活字原文　三頁十行～二十行

原文

康子于是起而上覽古昔、下考當今、近觀中國、遠攬全地、尊極帝王、賤及隸庶、壽至箋彭⁽¹⁾、夭若殤子⁽²⁾、逸若僧道、繁若毛羽、蓋普天之下、全地之上、人人之中、物物之庶、無非憂患苦惱者矣。雖所有淺深大小、而憂患苦惱之交迫而並至、濃深而厚重、繁頗⁽³⁾而惡劇⁽⁴⁾、未有能少免之者矣。

諸聖羣哲乃怒然焦然思有以拯救之、普渡之、各竭其心思⁽⁵⁾、出其方術、施濟之、而橫覽胥溺⁽⁶⁾之滔滔、終無能起沈痼⁽⁷⁾也。略能小瘳、無有全愈者、或扶東而倒西、扶頭而病足、豈醫理之未精歟、抑醫術之未至耶 蒙有憾焉。或者時有未至耶

夫生物之有知者、腦筋含靈⁽⁸⁾、其與外物之觸遇也即有宜有不宜焉、有適有不適焉。其于腦筋適且宣者則神魂爲之樂、其于腦筋不適不宜者則神魂爲之苦。況于人乎、腦筋尤靈、神魂尤清、明其外物之感入于身者尤繁夥⁽⁹⁾、精微、急捷、而適不適尤著明焉。適宜者受之、不適宜者拒之、故夫人道只有宜不宜、不宜者苦也、宜之又宜者樂也。故夫人道者依人以爲道。依人之道、苦樂而已、爲人謀者、去苦以求樂而已。

校勘 ○「帝主」は、公刊本に「主」を「王」に作る。

- 「雖所有淺深大小」は、公刊本では「所」を刪つて「雖有淺深大小」を作る。
- 「繁頗」は、公刊本に「頗」を「頗」に作る。
- 「諸聖」は、公刊本に「聖」を「先」に作る。
- 「乃」は、公刊本では刪されている。
- 「其與外物之觸遇也」及び「明其外物之感入于身者」の「外物」は、公刊本では「物非物」に作る。

○「即有宜有不宜焉」及び「有適有不適焉」の「焉」は、公刊本では刪されている。

○「其于腦筋適且宣者」は、公刊本に「宣」を「宣」に作る。ここでは、「宣」を誤写と考えて、「宣」として扱う。

○「其于腦筋不適不宜者」は、公刊本に「于」を「與」に作る。

○公刊本では「去苦以求樂而已」の後に「無他道矣」の句を挿入する。

現代語訳

わたくしは、そこでたつて、上は過去を照覧し、下は現在を考察し、近くは中国をみ、遠くは全地球をとらえ、身分の尊い者では皇帝や君主に極まり、卑しい者では奴隸や庶民に及び、長寿者ではかの彭祖にも、夭逝者では死産した子にも、世俗を逸脱した者では僧侶や道士にも、もつともつとも多い者では鳥獸にも目を向けた。思うに、普天の下、全地の上、人々の中、動物のほとんどには、憂患苦惱しないものはないのである。それぞれが持つ苦しみには浅い深い大きい小さいの違ひがあると言つても、憂患苦惱が代わるがわる迫つて、いくつもおしよせ、それが濃く深く厚く重く、複雑に入りこんでいてひどく悪い状態をもたらしていくのに、今までに少しでもこれを逃れ得たのもはいないのである。

知徳がすぐれて物事の理に通じた聖者哲人たちが、そこでこれを憂え煩い、救済しようと考へ、それぞれの人が思いをつくし、方法を出して、救いを施したが、絶えることなく相溺れていくのをいたずらに観察するだけで、とうとう長年の患いを癒すことができなかつた。だいたい少し癒すことができるても、完全に癒えた者はなく、東を助けられたと思つたら西に倒れる者が出、頭を治したらもう足に病氣が出る始末。これは医学の理論がいまだに未熟なためなのか。それとも医術がいまだに不充分なためなのか。私は」のような状況を殘念に思う。もしかするといまだ完全なるその時に至つていないのである。

そもそも生物に知覚があるのは、その頭脳に靈妙な力が備わっているからで、それが外物と触れあうと宜であつたり不宜であつたり、適であつたり不適であつたりとの判断を下すのである。頭脳が適であり、さらに宜であると判断した時、神魂はこのために楽しむ。頭脳が不適不宜であると判断した時は、神魂はこのために苦しむ。生物ですら「うであるから、ましてや人間においてはなおさらで、頭脳はとりわけ清らかであり、外物が身体に感じとれる」とは非常に多く、細かく速いので、適であるか不適であるかの判断がとりわけ顕著なのである。適宜であるものは之を受け入れ、適宜でないものは之を拒否するので、そのため人道にはただ宜と不適があるので、不適であるものは苦しみとなり、宜でありさらに宜であるものは楽しみとなる。そのため、そもそも人道というものは、人に依存することを道としている。人に依存する道は、苦楽だけなのであり、人のために謀るうとする場合は、苦しみを取り除いて楽しみを求める」と以外にないのである。

訓 読

康子是において起ちて上は古昔を覽、下は當今を考へ、近くは中國を觀、遠くは全地を攬へ、尊きは帝主に極まり、賤しきは隸庶に及び、壽たるは錢彭に至りて、夭たるは殤子の若き、逸たるは僧道の若き、繁たるは毛羽の若き、蓋し普天の下、全地の上、人人の中、物物の庶に、憂患し苦惱するに非ざる者無し。有る所淺深大小と雖も、而れども憂患苦惱の交も迫りて並びに至り、濃深にして厚重なりて、繁頗にして惡劇なるは、未だ能く少しも之を免るる者有らず。

諸聖羣哲乃ち怒然焦然として以て之を拯救し、之を普渡せん」と有らんと思ひ、各其の心思を竭し、其の方術を出し、之を施濟すれども、胥溺るる滔滔たるを横覽するも、終に能く沈痼を起つ無きなり。略能く小瘳すれど、全愈者有る

無く、或ひは東を抉くるも西を倒し、頭を抉くるも足を病ましむ、豈に醫理の未だ精ならざるか、抑醫術の未だ至らざるか。蒙に焉を憾む有り。或ひは時未だ至らざる有るか。

夫れ生物の知有るは、腦筋靈を含みて、其の外物と觸遇するや即ち宜有り不宜有り、適有り不適有り。其の腦筋において適且つ宜なる者は則ち神魂之が爲に樂しむ。其の腦筋において不適不宜なる者は則ち神魂之が爲に苦しむ。況んや人においてをや、腦筋尤も靈なり、神魂尤も清なり、明らけし其の外物の身に感入する者は尤も繁夥、精微、急捷にして、適不適の尤も著明なりしこと。適宜なる者は之を受け、不適宜なる者は之を拒む、故に夫の人道は只だ宜不宜有るのみにて、不宜なる者は苦なりて、宜の又宜なる者は樂なり。故に夫の人道なる者は人に依りて以て道と爲す。人に依るの道は、苦樂のみ、人の爲に謀らんとする者は、苦を去りて以て樂を求むるのみ。

注 釈

①錢彭 彭祖に同じ。姓は錢、名は鏗、彭城に封ぜられたゆえ彭祖という。『莊子』齊物論に「莫壽於殤子、而彭祖爲夭」という。

『列仙伝』に「至殷末世、年七百六十歳而不衰老」、また『神仙伝』には、「歷夏至殷末、八百餘歳」とみえるように、長寿者であった。

②殤子 『儀礼』喪服篇に「子女子子之長殤中殤」とあり、その鄭注には「殤者男女未冠笄而死可殤者」と言い、成年に至らずして死んだ者を指すが、前掲『莊子』齊物論の成玄英の疏では「人生在於襁褓而亡、謂之殤子」と言う。こでは成玄英に従い、幼少にして死んだ者と解釈し、その極にある死産した子とした。

③普天之下、全地之上 『毛詩』小雅、谷風之什、北山に「溥天之下、莫非王土。率土之濱、莫非王臣」と見える。溥は普に同じ。

④繁頤 繁贅の誤りか。ここでは公刊本にしたがつて繁頤とし、複雑で奥深い意に解した。

⑤悪劇 悪作劇に同じ。わるさ。わるいしわざ。

⑥普渡 広く法力を施して衆生を救濟すること。

⑦心思 思い、こころ、心情。『孟子』離婁上篇に「既竭心思焉」とある。

⑧胥溺 相次いで溺れる。『毛詩』大雅・桑柔に「其何能淑、載胥及溺」とあり、鄭玄箋に「胥、相也」という。

⑨沈痼 永く患う慢性的な病。

⑩扶東而倒西 東扶西倒に同じ。東を扶ければ西が倒れる、しつかり支えることができないこと。『朱子語類』一一五卷に「東扶西倒、雖欲脩養、亦何能有益耶」とある。

⑪蒙 自己の謙称。

⑫含靈 靈妙な德力をもつての意。『宋書』符瑞志に「含靈獨秀、謂之聖人」とある。ここの場合、「含靈」は聖人のことを指すのではなく、生物のことを指すので、靈妙な力をもつ、と訳した。

⑬外物 己の心身以外のもので、物理的、非物理的を問わず外部から接触し、接受するものを指す。

⑭繁夥 おびただしい、非常に多いの意。『論衡』恢国篇に「故瑞繁夥也」とある。

⑮急捷 迅速、速度が速いの意。

原 文

夫印度自摩弩立法⁽¹⁾、嚴階級、別男女。人生而爲寒門下戶⁽²⁾、則爲農、爲賈、爲百工、爲獵夫、爲婦隸、百世不得列于吏士焉。若生而爲女、以布掩面、終身無覩。既嫁從夫、夫亡燒死、或閉高樓⁽³⁾、永不履地。其爲禮法也如此。故男若奴而女若囚焉。苟非藉出世之法⁽⁴⁾、從何脫其煩惱耶。蓋原世法之立、創于強者。強者無有不自便而凌弱者也。國法也、因軍法而移焉⁽⁵⁾。以其尊將令而威士卒之法行之于國、則有尊君卑臣而奴民者矣。家法也、因族制而生焉⁽⁶⁾。以其尊族長而統卑幼之法行之于家、則有尊男卑女而隸子弟者焉。雖有聖人立法、不能不因其時勢風俗之舊而定之。曰君爲臣綱、夫爲妻綱⁽⁷⁾。于是君日尊而日驕、臣民日卑而日苦、夫日尊而日肆、婦日卑而日苦。大勢既成、壓制既久、遂爲道義焉。于是始爲相扶植保護之善法者、終爲至抑壓至不平之苦趣。至是乎則與求樂免苦之本意相反矣。印度如是、中國亦不能免焉。歐美略近升平、而婦女爲人私屬、其去公理遠矣、其于求樂之道亦未至焉。神明聖王孔子早慮之、憂之。故立三統三世之法⁽⁸⁾、據亂之後、易以升平。太平、小康⁽⁹⁾之後、進以大同。曰「窮則變」⁽¹⁰⁾、曰「觀其會通以行其典禮」⁽¹¹⁾。蓋深慮守道者不知變而永從苦道也。

校勘 ○このインドに関する記述は、公刊本では数頁後に置かれている。

- 「人生而爲寒門下戶」の下に、公刊本では「之首陀也」の句が挿入されている。
- 「爲婦隸」は、公刊本に「隸」を「婢」に作る。

○「故男若奴而女若囚焉」は、公刊本では「故男爲奴而女爲囚焉」に作る。

○「從何脫其煩惱耶」の下に、公刊本では「婆羅門諸哲九十七道、思爲人脱煩惱、其不得已而鳴出家、禁殺生者耶」の句が挿入されている。

○「蓋原世法之立」は、公刊本では「蓋原出世法之立」と「出」の字があるが、A本・B本・C本では、原文と同様に「出」の字なし。

○「強者無有不自便而凌弱者」は、公刊本では始めの「強者」という句が省略されている。

○「以其尊將令」は、公刊本に「尊」を「遵」に作る。

○「因族制而生焉」は、公刊本では「因新制而生焉」に作る。

○「曰君爲臣綱、夫爲妻綱、于是君日尊而日驕、臣民日卑而日苦、夫日尊而日肆、婦日卑而日苦」という句は、公刊本では削られている。

○「至是乎」は、公刊本に「至」を「于」に作る。

現代語訳

インドではマヌ法典が立てられて以降、階級の区別が厳しくなり、男女の差別ができた。人が生まれた時に貧しい下層民であつたならば、農民、商人、職人、獵師、賤しい女奴隸となるだけで、永久に官吏・士人となることはできない。もし女性として生を享けたのであれば、布切れで顔を隠し、一生見ることが出来ない。他家に嫁げば夫

に付き従い、夫が亡くなればあとを追つて焼死するか、あるいは高い楼の中に閉じこめられ、生涯地面を踏みしめる」とはできない。インドの礼儀規範とはこのようなものである。したがつて男はまるで奴隸、女は囚人同然である。俗世を離れる以外に、何によつて煩惱を解脱する」ことが出来ようか。思うに「こうした世の礼法がたてられた端緒を探ると、それは強者によつて創られたものである。強者は自分にとつて便利なものをよしとし、弱者を虐げつけたのである。国法は、軍法を範として出来たものである。強者は自分にとつて便利なものをよしとし、弱者を虐げつけたのである。國法は、軍法を範として出来たものである。將軍の命令を尊び下士官兵卒を威圧するような法を國に適用したので、君主を尊び臣下を貶め、人民を奴隸扱いしてしまふのである。家法は、族制から生じたものである。族長を尊び目下の者を統制する法を家に適用したので、男を尊び女を卑しみ、子弟を奴隸扱いしてしまふのである。たとえ聖人が法制を定めたとしても、こうした時流や風俗の旧習に基づいてそれを定めざるを得ない。したがつて「君は臣の綱なり、夫は妻の綱なり」といった言葉がうまれた。こうして君主は日に日に尊敬を受けて驕り高ぶり、一方臣民は日々地位が低下し苦しむようになり、また夫の地位が高まりすぎ放題する一方で、妻は下に置かれて苦しむようになったのである。大勢がきまり、圧制が長く続けば、それがどうとう道徳正義となる。そこで初めは相互扶助・相互連帶する目的の善い制度も、しまいには甚だ抑圧的かつ不公平な苦の源となる。こうして樂を求める苦を免れたいという本来の考えに背くことになる。インドがその通りであり、中国もそういう事態から逃れることはできない。歐米は升平世に近い位置にいるのであるが、しかし女性が男に従属する身となつてゐるのは、公理から遠く乖離しており、樂を求めるという道においても、まだ不十分である。神明なる聖王孔子は、早くからこのことを考え、憂いていた。そこで三統三世の法を設け、拠乱世の後には、かわつて升平世・太平世が訪れ、小康の世の後には、大同の世へと進むとした。『易經』繫辭伝には「行き詰まれば変えよ」、「筋の通るところを見

出せば、それを常法として事の処理を行え」と述べられている。思うに孔子は、道を守るものが変化といつものわからず、いつまでも苦惱する道から離れないでいるのを憂慮したのである。

訓 読

夫れ印度は摩弩の法を立てて自り、階級を嚴にし、男女を別つ。人生まれて寒門下戸爲れば、則ち農と爲り、賈と爲り、百工と爲り、獵夫と爲り、婦隸と爲りて、百世吏士に列するを得ず。若し生まれて女爲れば、布を以て面を掩ひ、終身観る無し。既に嫁がば夫に従ひ、夫亡くなれば焼死し、或いは高樓に閉ざされ、永く地を履まず。其の禮法爲るや此くの如し。故に男は奴の若く女は囚の若し、苟くも出世の法に藉るに非ざれば、何に従りて其の煩惱を脱せんや。蓋し世法の立つるを原ねば、強者に創まる。強者自ら便として弱者を凌がざる」と有らざる無きなり。國法や、軍法に因りて移る。其の將令を尊び士卒を威するの法を以て之を國に行へば、則ち君を尊び臣を卑しめて民を奴とする者有り。家法や、族制に因りて生ず。其の族長を尊びて卑幼を統ぶるの法を以て之を家に行へば、則ち男を尊び女を卑しみ子弟を隸する者有り。聖人法を立つること有りと雖も、其の時勢風俗の旧に因りて之を定めざる能はず。曰く君は臣の綱爲り、夫は妻の綱爲り、と。是において君は日び尊ばれて日び驕り、臣民は日び卑しくして日び苦しみ、夫は日び尊ばれて日び肆いままにし、婦は日び卑しまれ日び苦しむ。大勢既に成り、壓制既に久しければ、遂に道義と爲るなり。是において始め相扶植し保護するの善法爲りし者、終に至つて抑壓至つて不平の苦趣と爲る。是に至りてか則ち樂を求め苦を免れんとするの本意と相反けり。印度是くの如し、中國も亦た焉を免るる能はず。歐美略ぼ升平に近けれども、而れども婦女、人の私屬爲れば、其の公理を去ること遠し。其の樂を求むるの道においても亦た未だ至らざるなり。神明なる聖王孔子早に之を慮

り、之を憂ふ。故に三統三世の法を立て、據亂の後は、易ふるに升平・太平を以てし、小康の後は、進むに大同を以てす。「窮すれば則ち變ず」と曰ひ、「其の會通を觀、以て其の典禮を行ふ」と曰ふ。蓋し道を守る者變を知らずして永く苦の道に従ふを深慮すればなり。

注釈

①摩訥立法 マヌ法典 (*Manava-dharmastra*) を指す。BC2C ~ AD2C の間に成立した古代インドの法典。サンスクリットの韻文によつて記述され、十一章一千六百八十四条から成る。法典といつても内容的には現在の意味での法だけを意味するのではなく、宗教・道德・習慣についても包含し、宗教聖典として尊重された。マヌとはインドにおいて信ぜられた人間の始祖。

②寒門下戸 貧しい家柄、貧民のことであるが、ここではカースト制度最下層スードラ（首陀）を指す。カースト制度は、最上位のバラモン（婆羅門：僧侶階級）、第一のクシャトリア（刹帝利：王族・武人階級）、第三のヴェーシャ（吠舍：平民）の四つの階級に分かれ、階層間の移動・結婚は禁止されている。

③夫亡焼死、或閉高樓 インド各地において古代より近年まで行われてきた慣習であるサティー (*sati*) の事。この慣習について中国にも早くから伝わつていたと思われるが、清末の海外見聞録である謝清高口述・楊炳南筆記『海錄』には次の記述が有る。「明廩哩間有以火化者、更有伉儷敦篤者、夫死婦矢殉、先積薪於野、置夫屍於上火之。婦則盡載所有金銀珠宝玩飾、繞火行哭。親戚亦隨哭極慟、見死將化。婦則隨摘諸飾、分贈所厚、而跳入火。衆皆噴噴稱羨。俟火化而後去」。『海錄』は徐繼畲の『瀛環志略』に収録され、康有為の『西編年譜』同治十三年（十八歳）において、「涉獵羣書爲

多、始見瀛環志略・地球圖、知萬國之故、地球之理」と述べている。

④出世之法 仏教の僧侶や道教の道士が、俗世を離れて出家することをいう。

⑤國法也、因軍法而移焉 E・ジエンクス著・嚴復訳『社會通誥』(光緒三十年刊) 國家社會・國家之刑法權分第十一には以下のようにくだりがある。「蓋國家之制、基於軍政、以其生聚敎訓之難、常不願失一民之用、故雖有罪、不必殺也」。

⑥家法也、因族制而生焉 前出『社會通誥』宗法社會・宗法通論分第三に、「是以、其三有家法焉。方民爲宗法之社會也、其承宗之丈夫、爲始祖之代表、所以統御其家人者、其權恆最重、蓋王者專制之先驅也。所統治者、不獨一家之生事恆產而已、所信奉之宗教所往來之酬酢、皆受治於其家人之一尊。其始家也、侵假則衍爲小宗、爲大宗」とあり、また同國家初制分第九に「古之社會、制本於家。且古之家、大今之家、往往數世同居、而各有妻子奴婢、統於一尊、謂之家長、家長之於家、爲無上之主權」という。

⑦隸子弟 『春秋左氏伝』桓公二年に「師服曰、吾聞國家之立也、本大而末小、是以能固。故天子建國、諸侯立家、卿置側室、大夫有貳宗、士有隸子弟、庶人工商、各有分親、皆有等衰」とあり、杜預注に「士卑、自以其子弟爲僕隸」とある。

⑧君爲臣綱、夫爲妻綱 『白虎通』卷下の三綱六紀に「三綱者何謂也、謂君臣父子夫婦也。六紀者謂諸父兄弟族人、謂舅師長朋友也。故君爲臣綱、父爲子綱、夫爲妻綱」とある。

⑨神明聖王孔子 康有為『孔子改制考』では、孔子を王とする説を次の六つに分類する。「孔子爲新王」・「孔子爲素王」・「孔子爲文王」・「孔子爲聖王」・「孔子爲先王」・「孔子爲後王」。このうち「孔子爲聖王」においては、『孟子』・『荀子』・『春秋繁露』の言を挙げ、孔子を聖王であると断じている。

⑩三統三世之法　三統とは、董仲舒によれば、革命の際、各王朝の正朔・服色・礼樂が三つの様式（黒統・白統・赤統）を循環すること。三世とは、拠乱世・升平世・太平世。前漢の董仲舒『春秋繁露』楚莊王篇にて「春秋分十二世以爲三等、有見、有聞、有傳聞」と述べたものを、後漢の何休が発展させたもの。何休『春秋公羊解詁』卷一 隱公元年注に拠れば、春秋十二公、二四二年を、孔子の時代を中心に三世（所見之世・所聞之世・所伝聞之世）に分ける。さらに康有為はこの時代区分は、拠乱世・升平世・太平世という社会の進歩に対応するという。

⑪升平・太平・小康・大同　これらは、『礼記』礼運篇にみえる大同・小康の語をもとに、康有為が独自に解釈したもの。すなわち大同とは天下が公共のものとみなされ、人類が合同して一世界政府をなしている社会を指す。小康とは大同に至る前段階の私欲の世界で、礼儀に拠つて統制せざるを得ない社会である。康有為『春秋董氏学』卷三に「三世爲孔子非常大義、託之春秋以明之。所傳聞世爲據亂、所聞世託升平、所見世託太平。亂世者、文教未明也。升平者、漸有文教、小康也。太平者、大同之世、遠近大小如一、文教全備也」とある。本書『大同書』は、この大同社会の内容とそこへ至る階梯を記したものである。

⑫窮則變　『易經』繫辭下傳に「易窮則變。變則通。通則久」とある。

⑬觀其會通以行其典禮　『易經』繫辭上伝に「聖人有以見天下之動、而觀其會通、以行其典禮」とある。

(横尾 篤)

原 文

吾既生亂世、目擊苦蘡^①、而思有以救之、昧昧我思、其惟行大同之道、行太平之道哉。徧觀世法、捨大同之道而欲救生人之苦、致其大樂^②、殆無由也。大同之道、至平也、至公也、至仁也、治之至也。雖有善道、無以加此矣。

夫喜羣而惡獨^③、相扶而相殖者、人情之所樂也。故有父子・夫婦・兄弟之人、則無人親之、愛之、收之、卹之。時有友朋、則以利害患難而變易者、此人之所樂也。其無父子・夫婦・兄弟之人、則無人親之、愛之、收之、卹之。時有友朋、則以利害患難而易心、不可憑藉。號之曰孤寡鰥獨、名之曰窮民、憐之曰無告^④。此人之至苦者也。聖人者、因人情之所樂、順人事之自然、乃爲家法以綱紀之、曰、「父慈、子孝、兄友、弟敬、夫義、婦順^⑤」。此亦人道之至順、人情之至願矣。其術不過爲人增益其樂而已。

校勘 ○「行大同之道、行太平之道」は、公刊本では、「行大同太平之道」に作る。

- 「徧觀世法」は、活字原本・B本・C本は「徧」を「遍」に作るも、草稿・A本には「徧」に作る。
- 「捨大同之道」は、公刊本に「捨」を「舍」に作る。
- 「致其大樂」は、公刊本に「致」を「求」に作る。
- 「相扶而相殖者」は、公刊本に「殖」を「植」に作る。
- 「相卹」は、公刊本では「相卹者」に作る。
- 「此人之所樂也」は、公刊本では「此」の一字を省く。
- 「」の前半部分の「吾既生亂世」から「無以加此矣」までは、公刊本では前文につづき後に置かれて、さらに「人道

之苦無量數不可思議、因時因地、苦惱變矣、不可窮紀之、粗舉其易見之大者焉」の句を加えている。

現代語訳

私は既にこの乱世に生まれ、苦の存在を目撃して、これを救済したいと思い、深く考えた結果、こう思いいいたつた、すなわちただ大同の道を実行し、太平の道を実行するだけだと。あらゆる世の法制を見たが、大同の道以外に人民の苦しみを救い、人民の大楽を実現させる方法はないのである。大同の道こそ、最も平和であり、最も公平であり、最も仁愛であり、最も政治が行き渡るということであり、良い方法があるといつても、これ以上のものはないるのである。

そもそも集団化するのを好んで一人でいるのを避けて、お互い助け合い育て合うのは、人情がそれを楽しむからである。だから父子・夫婦・兄弟が親しみ合い、愛し合い、かばい合い、憐れみ合つて、利害患難にも変わらないのは、それが人の望む楽しみだからである。父子・夫婦・兄弟がいない人には、こうした人に親しんだり、愛したり、かばい合つたり、憐れんだりしてくれる人がいない。時に友達がいても、利害患難にあうと心を変えてしまい、頼ることができない。こうした人を孤・寡・鳏・獨と呼び、「窮民」とい、憐れんで「無告」というが、こういう人こそ人として最も苦しい境遇にいるのである。聖人は、人情の楽しみたいという願望をもとに、人間の自然な本質に従つて、家法を創り、これを綱紀として、こう規定した。すなわち「父は慈、子は孝、兄は友、弟は敬、夫は義、婦は順」と。これもまた人間がこの上なく従いやすく、人情の切なる願いの結晶である。そのわざといえば、人のために楽しみを増益することだけである。

訓 読

吾既に亂世に生まれ、苦道を目撃して、以て之を救ふこと有らんと思ひ、味々として我思ふ、其れ惟だ大同の道を行ひ、太平の道を行ふのみかなと。徧く世法を觀るに、大同の道を舍きて生人の苦を救ひ、其の大樂を致さんと欲するは、殆ど由無きなり。大同の道、至平なり、至公なり、至仁なり、治の至りなり、善道有ると雖も、以て此に加ふる無し。

夫れ羣を喜びて獨を惡み、相扶して相殖するは、人情の樂しむ所なり。故に父子、夫婦、兄弟の相親しみ、相愛し、相收め、相卹れむ有りて、利害患難を以て變易せざるは、此れ人の樂しむ所なり。其れ父子、夫婦、兄弟無きの人、則ち之に親しみ、之を愛し、之を收め、之を卹れむ無し。時に友朋有るも、則ち利害患難を以て易心し、憑藉すべからず。之を號して孤寡鰥獨と曰ひ、之を名づけて窮民と曰ひ、之を憐れみて無告と曰ふ。此れ人の至りて苦しむ者なり。聖人なる者は、人情の樂しむ所に因り、人事の自然に順ひ、乃ち家法と爲して以てこれを綱紀とし、曰く、「父慈、子孝、兄友、弟敬、夫義、婦順」と。此れも亦人道の至順なり、人情の至願なり。其の術、人の爲に其の樂を増益するに過ぎざるのみ。

注 釈

- ①苦道 仏教では惑・業・苦の三道のひとつで、三界六道の衆生が苦しみを受けていること。
- ②大樂 苦道の対極にある大いなる安楽。康有為は大同世にてこれが実現可能とみている。
- ③喜羣而惡獨 群は清末では「社会」の意に使用されるが、ここでは集団化とした。

④孤寡鰥獨・窮民・無告・『孟子』梁惠王下篇に「老而無妻曰鰥、老而無夫曰寡、老而無子曰獨、幼而無父曰孤。是四者天下之窮民而無告者」とある。

⑤父慈、子孝、兄友、弟敬、夫義、婦順　『春秋左氏伝』隱公三年に「君義、臣行、父慈、子孝、兄愛、弟敬、所謂六順」とある。

(伊藤弘之)

活字原文 四頁十四行～二十三行

原 文

結黨而爭勝、從強而自保者、人情之所不能免也。^①故有部落、國種之分、有君臣、政治之法、所以保全人家室財產之樂也。其部落已亡、國土無託、無君臣、無政法、蕩然如野鹿^②、則爲人所捕虜隸奴、不能保其家室財產、則陷苦無量而求樂無所。聖人者因人情所不能免、順人事時勢之自然、而爲之立國土、部落、君臣、政治之法、其術不過爲人免其苦而已。

人者智多而思深、慮遠而計久、既受樂于生前、更求永樂于死後、既受樂于體魄、更求永樂于神魂。聖者因人情之所樂而樂之、則爲創出世之法、煉神養魂之道^③、長生不死之術、以求生天證聖之果^④、輪迴不受、世界無邊^⑤、其樂浩大深長、有迥過于人生之數十年者。于是人遂願行苦行焉、棄親愛之室家、絕人間之榮華、入山面壁^⑥、裸跣乞食、或一日一食、或三旬九食、編草、嘗糞、臥雪、視日^⑦、喂虎、飼鷹。彼非履至苦也。蓋權苦樂之長短小大、故甘行其小苦

短苦、以求其長樂大樂也。彼以生老病死爲苦、故將求其不苦而至樂者焉。是尤求樂求免苦之至者也。

校勘 ○「無政法」は、公刊本に「法」を「治」に作る。

○「不能保其家室財産」、公刊本に「保」の後に「全」をいれて「保全」を作る。

○「聖者因人情之所樂而樂之」、公刊本に「聖」の後に「人」をいれて「聖人」を作る。

○「輪廻不受」、活字原文・公刊本とともに「輪廻」を「輪迴」に作る。

○「長短小大」、活字原文・公刊本ともに「小大」を「大小」に作る。

現代語訳

徒党を組んで勝を争い、強い方が自存するのは、人情の免れる」との出来ないことである。故に部落や国家人種の区分があり、君臣の分、政治の法があるのは、それらが人々の家室財産の楽しみを保全する手段となるからである。その部落がもう消え、国土が頼りなく、君臣も無く、政法も無く、気ままな原野の鹿のような存在ならば、すなわち人に捕えられ奴隸化され、自分の家室財産は保全されず、計りようもない苦惱において、楽を求めようにもてだてがない。聖人は、既述のとおり人情の免れる」との出来ないことをもとに、人事時勢の自然にしたがつて、人々の為に国土、部落、君臣、政治の法を立てたのである。そのわざと言えば、人の爲に苦を免れるように謀ったに過ぎないのである。

人は、智慧多く思索深く、広い思慮と長期計略に長けた存在であり、既に存命中に樂を受けていても、更に死後

にまで永遠の樂を求める、既に身體に樂を受けていても、更に精神に永遠の樂を求めている。聖者は、人情の楽しむ所をもとにして之を樂しませるので、そのために出世の法、煉神養魂の道、長生不死の術を考え出し、それによつて生天證聖の果を希求し、輪廻を抜け、世界中どこへ行くにも不自由がなくなるので、その楽しみは広大深長、數十年しかない人生の楽しみをはるかに越えてしまうのである。そこで人は、とうとう苦行をしてでもこの樂をもとめようと願い、親愛にみちた室家を棄て、人の世の榮華を絶ち、山に入り壁に面し、裸足にて乞食し、一日に一食だけとか、三旬に九食だけとかで、草を編んで着、糞を嘗め、雪に臥せ、日を注視し、身を虎や鷹に食わせたりする。それでいて当人には、なんの苦痛でもないのである。けだし苦楽の長短大小を測り比べてみた結果、甘んじてその小苦・短苦を行い、それでもつて長楽・大樂を希求しているからである。彼の佛者は、生・老・病・死の四者を苦としていて、その苦がなくて究極の樂を希求する者であり、これが最も樂を求める苦を免れようと求めた者である。

訓 読

黨を結んで勝を争ひ、強に従ひて自ら保つは、人情の免るる能はざる所なり。故に部落、國種の分あり、君臣、政治の法あるは、人の家室財産の楽しみを保全する所以なり。其の部落、已に亡び、國土、託する無く、君臣無く、政法無く、蕩然として野鹿の如くんば、則ち人の捕虜奴隸する所となり、其の家室財産を保つ能はず、則ち苦に陥つること無量にして樂を求むるに所無し。聖人は、人情の免るる能はざる所に因り、人事時勢の自然に順ひて、之が爲に國土、部落、君臣、政治の法を立つ、其の術、人の爲に其の苦を免るるに過ぎざるのみ。

人は、智多くして思ひ深く、慮遠くして計久し、既に樂を生前に受くるも、更に永樂を死後に求め、既に樂を體魄に受くるも、更に永樂を神魂に求む。聖者は、人情の樂しむ所に因りて之を楽しめば、則ち爲に出世の法、煉神養魂の道、長生不死の術を創り、以て生天證聖の果を求め、輪迴受けず、世界に邊なく、其の樂しみ浩大深長にして、廻かに人生の數十年を過ぐる者あり。是において人遂に苦行を行はんと願ひ、親愛の室家を棄て、人間の榮華を絶ち、山に入り壁に面し、裸跣にて乞食し、或ひは一日に一食、或ひは三旬に九食し、草を編み、糞を嘗め、雪に臥し、日を視、虎を喂^{やしな}ひ、鷹を飼ふ。彼、至苦を履むに非ざるなり。蓋し苦樂の長短大小を權^{はか}る、故に甘んじて其の小苦短苦を行ひて、以て其の長樂大樂を求むればなり。彼、生老病死を以て苦と爲す、故に將に其の苦ならざるを求めて樂に至らんとする者なり。是れ尤も樂を求める苦を免れんことを求むるの至れる者なり。

注釈

- ①結黨而爭勝、從強而自保者、人情之所不能免也　この部分は、草稿では始め「立黨而結羣、爭強而□保者、人情之所樂也」(□は不明の字を示す)と書いたのを修正したもの。当時の社会進化論に従い「黨・羣・強・保」を「樂」の概念で紹介したが、本文のように「人情之所不能免也」というマイナスの価値に書き改めた、といえる。苦樂については、明治初期に西周らがイギリスのJ・S・ミルらの功利哲学を「樂利主義」として紹介したことと関係があると思われるが、その経緯については調査中である。

- ②蕩然如野鹿　「蕩然」はもと放蕩、勝手気ままにするさまであるが、ここでは法制の備わらない自然状態。「野鹿の如し」とは、原野の鹿の無防備さにたとえたもの。

③煉神養魂之道　後文の長生不死の道と同じく道教の神仙術。

④生天證聖之果　衆生が修業により悟つて聖人に至ること。「生天」は、『大智度論』に「天有三種、名天・生天・淨天、

(中略) 生天、釈梵諸天是也」とある。

⑤輪廻不受、世界無邊　輪廻転生の時間的束縛を受けず、世界中限りなく自在に空間移動できることをいう。

⑥入山面壁　禪宗の達磨の修行。

⑦裸跣乞食・観日　ヨーガの苦行法。

⑧喂虎、飼鷹　シビ王の布施としてジャータカ(本生經)にみえるもので、諸經に引かれ仏教の救濟思想の象徴的な説話となつた。例えば『金光明經』捨身品にある「投身餉餓虎」は、法隆寺の「玉虫厨子台座絵」にも描かれていて有名。康有為は、受苦による自己犠牲を肯定する仏教思想に高い評価を与えていて、「私淑の弟子」を自任した譚嗣同の自己犠牲の精神などに大きな影響を与えていた。

(翁玉強)